

多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る事業費助成要綱

(令和8年3月19日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒や登校に不安や悩みを抱える児童生徒（以下「不登校児童生徒等」という。）又はその保護者等の支援に向け、仙台市（以下「本市」という。）における多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等（以下「活動等」という。）の促進を図ることを目的として、活動等に取り組む団体の当該事業費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不登校児童生徒等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者で、病気や経済的な理由による者を除いた者、又は登校に不安や悩みを抱える者をいう。

(2) 保護者等

学校教育法第16条に規定する保護者又は学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒の養育及び教育に関わる者をいう。

(3) 活動等

本市の不登校児童生徒等を対象とした多様な学びの体験活動、又は本市の児童生徒の保護者等を対象とした保護者支援活動等をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 この助成金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 前条第3号に規定する活動等を行う団体であること

(2) 政治、宗教を目的としないこと

(3) 申請者が個人事業主の場合にあっては、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと

(4) 申請者が個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

(5) 暴力団等と関係を有していないこと

(助成金の交付対象事業)

第4条 この助成金の交付対象事業は、第2条第3号に規定する活動等を行う事業で、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 主に本市の不登校児童生徒等を対象とした多様な学びの体験活動等を行うもの
- (2) 主に本市の保護者等を対象とした不登校児童生徒等の理解を深める活動を行うもの
- (3) 主に本市の保護者等を対象とした保護者支援に関する活動を行うもの
- (4) その他市長が適当と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、対象事業としない。

- (1) 団体に所属または通所する児童生徒及びその保護者のみを対象としたもの
- (2) 本市が実施する他の助成制度の補助を受けているもの又は本市から資金の提供を受け、若しくは仙台市から提供された資金の運用益によって他に助成金を交付する制度の補助を受けているもの
- (3) 特定の政治活動や宗教活動又は営利を目的としたもの
- (4) 事業費をこの要綱の規定による助成金のみで賄おうとするもの（活動等の特性から市長が特に必要と認める場合を除く。）
- (5) その他市長が適当でないと認めたもの

(助成金の交付対象経費)

第5条 この助成金の交付対象経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業の実施に要する経費とし、事業に係る保険料及び本条で定める災害等が発生した際の事業中止取消料を含むものとする。ただし、次の各号に掲げる経費は対象としない。

- (1) 事務所等の維持経費
- (2) 視察又は研修会等への参加に要する土産代の経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費・謝礼
- (4) 団体の構成員による会合の飲食費
- (5) 個人の利益に帰する次の経費
 - ア 施設入場料
 - イ 材料費
 - ウ 宿泊費
- (6) その他市長が適当でないと判断した経費

2 助成対象経費とする災害等が発生した際の事業中止取消料は、次の各号に掲げる災害等が発生した場合とする。

- (1) 震度5弱以上の地震
- (2) 台風の接近もしくは警報級の大雨
- (3) その他市長が適当であると判断した災害等

(助成金の額)

第6条 この助成金の額は、本条で定めるところにより、予算の範囲内において助成対象経費の全額とする。

2 助成金の交付は、一団体につき、年間一回までとする。

3 助成金の交付は、予算の範囲内において、一団体につき、30万円を限度とする。

(助成金の交付対象事業の募集)

第7条 交付対象事業の募集は、予算の範囲内において年一回もしくは二回程度とし、申込みをしようとする団体（以下「申込団体」という。）は、所定の申込書及びその他必要な書類を所定の期間内に市長へ提出しなければならない。

(助成金の交付対象事業に係る評価委員会の設置)

第8条 市長は、この助成金の交付対象事業の選考及び事業完了後の評価等のために、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等助成事業に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、申込団体より交付対象事業に関する事業計画等を聴取するものとする。又、事業完了後の報告等を受けるものとする。

2 評価委員会には、委員長1名、副委員長1名、委員3名の合計5名の委員を置く。

3 評価委員会における評価の基準等については、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等助成事業に係る評価委員会評価基準（令和8年3月19日教育長決裁）（以下「評価基準」という）に基づくものとする。

(助成金の交付対象事業の事業計画説明会)

第9条 申込団体は、市長が開催する事業計画説明会において、前条第1項に定める評価委員会の聴取に応じるものとする。

(助成金の交付対象事業の指定)

第10条 市長は、評価委員会の意見を参考にして申込事業を選考し、予算の範囲内において交付対象事業を指定するものとする。

(助成金の交付対象者の確認)

第11条 第3条第2号に規定する要件は、市長が申込団体の規則や会則、会員名簿等により確認するものとする。

2 第3条第3号及び第4号に規定する要件は、市長が市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）により確認するものとする。

3 第3条第3号及び第4号に規定する市税とは、個人の市民税（当該申込団体が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(助成金の交付申請)

第12条 この助成金の交付対象に指定された事業（以下「指定助成事業」という。）を行う団体（以下「事業実施団体」という。）が規則第3条第1項の規定による交付を申請するときは、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る事業費助成金交付申請書（様式1）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 収支予算書（様式3）
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 規則や会則等団体の目的や活動内容がわかる資料

(助成金の交付決定等)

第13条 市長は、第9条の事業計画説明会を実施してから30日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、助成金の交付の可否及び助成金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る事業費助成金交付決定書（様式4）により行うものとする。

(助成金の交付条件)

第14条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、指定助成事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、助成金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、変更の場合は多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る指定助成事業変更承認申請書（様式5）、中止又は廃止の場合は、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る指定助成事業中止（廃止）承認申請書（様式6）により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る指定助成事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式7）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第15条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から30日以内に、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る事業費助成金交付申請取下書（様式8）により行うものとする。

(状況報告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し、指定助成事業の遂行状況に関し、報告を求めることができる。

(指定助成事業等の遂行等の命令)

第17条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、指定助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業実施団体に対して、これらに従って指定助成事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、事業実施団体が前項の命令に違反したときは、その者に対し、指定助成事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 前2項の命令を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(実績報告)

第18条 事業実施団体は、指定助成事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、指定助成事業の成果を記載した多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る指定助成事業実績報告書(様式10)に次の書類を添えて、事業完了の日から60日以内若しくは当該年度の2月末日までのいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績概要報告書(様式11)

(2) 収支決算書(様式12)

(3) 助成対象経費支出に係る領収書の写し

(4) その他事業の実績を確認するのに参考となる書類

(助成金の額の確定等、事後評価)

第19条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、指定助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る事業費助成金確定通知書(様式13)により行うものとする。

2 市長は、評価委員会の意見を参考にして前項の審査を行い、評価基準に従って事後評価を行うものとする。

(是正のための措置)

第20条 市長は、第18条の規定による実績報告を受けた場合において、当該指定助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業実施団体に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の交付)

第21条 市長は、第19条の規定による助成金の額の確定を行った後に助成金を交付するものとする。ただし、多様な学びの体験活動及び保護者支援活動等に係る事業費助成金概算払請求書(様式9)により請求を受け、事業遂行上必要があると認めるときは、助成金を概算払により交付することができる。

(決定の取消し)

第22条 市長は、事業実施団体が次の各号に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第23条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、指定助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 市長は、事業実施団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命じるものとする。

(財産の処分の制限等)

第24条 事業実施団体は、指定助成事業(第10条の規定により助成金の交付対象事業と指定されたものに限る。)により取得し、又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 規則第20条ただし書きに基づき、財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第8までに定める耐用年数を経過した場合
- (2) 前項の財産のうち、取得金額が10万円以下の物品を処分する場合

3 第1項の承認を受けようするとき、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

- 4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 5 事業実施団体は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

- 第25条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施団体から報告若しくは資料の提出を求め、又は本市職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、事業実施団体に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

- 第26条 事業実施団体は、指定助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ助成金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和8年3月19日から実施する。